

## 平成28年度 水素社会における下水道資源利活用検討委員会の開催趣旨について

- “水素社会”の実現に向けては、第4次エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)において取組の加速が掲げられ、本年3月には「水素・燃料電池戦略ロードマップ」が改訂され、政府として取組を進めているところ。
- 下水汚泥は、量・質ともに安定しているとともに、下水処理場に集約されているため収集の必要がなく、また、エネルギー需要地である都市部で発生する都市型のバイオマスであり、有効な水素供給源となる可能性がある。
- 国土交通省では、下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)において、平成26～27年に福岡市の下水処理場を対象として下水汚泥からの水素製造に係る技術実証を行い、また、平成28年からはB-DASH予備調査として「消化工程なしで下水道資源から水素を製造する技術」について調査を実施しているところ。
- また、平成27年度に開催した「水素社会における下水道資源利活用検討委員会」においては、実際の下水処理場をモデルとして、下水道資源を活用した水素の製造・利用について実現可能性調査(FS)を行い、技術面・制度面・経済性等の観点から課題を抽出し、その解決に向けた対応策の検討等を行った。その結果、今後の施策展開として以下について取組んでいくこととされた。
  - ・リーディングプロジェクトの形成
  - ・社会資本整備総合交付金等による事業化支援
  - ・低コスト・高効率化のための技術開発支援
  - ・消化施設の導入推進
  - ・下水汚泥処理集約化の推進
  - ・水素需要の拡大
  - ・再生可能エネルギー由来水素の環境性の高さを踏まえた普及促進施策の検討
- そこで、これらの状況を踏まえ、本委員会においては、下水道資源からの水素製造・利用に係る更なる先進的取組の創出を図るため、実際の下水処理場を対象とする水素製造・利用事業のFSを行うとともに、下水道管理者による事業化促進に向け水素製造技術に関するガイドライン案の作成を行う。なお、FSにおいては昨年度の成果を踏まえ、下水汚泥や地域バイオマスの処理の集約化や水素需要の変化等についても検討を行う。

## 平成28年度 水素社会における下水道資源利活用検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 下水道資源を利活用した水素製造及び利用に関する実現可能性調査(以下「FS調査」という。)の実施及び事業化に向けた課題の調査、分析及び対応策の検討等に対し助言するため、国土交通省及び日本下水道事業団に、「水素社会における下水道資源利活用検討委員会」(以下「委員会」という。)を置く。

## (検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、助言する。

- 一 FSの実施方法、結果等
- 二 下水道における水素製造・利用に関する技術、制度、経済性、体制及び需給と供給のバランス等の検討結果
- 三 下水道における水素事業の検討に資するガイドライン(案)の作成

## (組織)

第3条 委員会は、委員15名で組織する。

## (委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる下水処理又は水素技術に関する専門的知見を有する者のうちから、日本下水道事業団の理事長が委嘱する。

- 一 国、地方公共団体の下水道または水素関連を所掌する部局の長又はその推薦する職員
- 二 下水処理又は水素技術に関する学識経験のある者
- 三 下水道事業その他本業務に係る公益法人の長又はその推薦する職員

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員のうち、学識経験者である者の中から理事長が指名する者を充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会議の進行を行う。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長のほか、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開催することができない。

## (会議の議事録)

第7条 委員会は、会議についての議事録を作成する。

2 委員会及び議事録は原則公開とする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

## (委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局の運営は、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課及び日本下水道事業団技術戦略部技術開発企画課が共同して行う。

## (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成28年10月4日から施行する。

2 この要綱は、平成29年3月17日に効力を失う。